

ふるさと納税協賛事業者募集



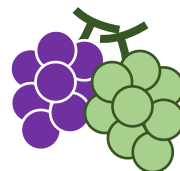
里庄町では、ふるさと納税制度を活用し、町の魅力発信と地元特産品の PR、地元経済の活性化等の相乗効果を得るため、町のふるさと納税の趣旨に賛同し、返礼品を提供していただける事業者の方を募集しています。

協賛事業者のメリット



- (1) 町がふるさと納税に係る事務を委託する事業者のホームページにお礼品の画像・お礼品名・事業者名などが掲載されます。
- (2) 町が作成するふるさと納税の広報等にお礼品及び事業者名を掲載します。
- (3) お礼品発送時に自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品の販売促進、PRが可能です。

募集要件



協賛事業者として登録するためには、次の要件をすべて満たす必要があります。

○ 協賛事業者の要件

- (1) 本社(本店)、支社(支店)、営業所のいずれかを町内に有する法人や個人事業主又は特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件(平成31年総務省告示179号)第5条第8号に該当する返礼品を取り扱う法人や個人事業主であること。
- (2) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (3) 返礼品の発送時に、町が作成したパンフレット等を同封することに協力できること。
- (4) 町税の滞納がないこと。

○ 返礼品の要件

- (1) 本町の特産品や魅力を伝えられる返礼品または本町のPRにつながる返礼品で、かつ町内で栽培、製造、加工されている商品等(町内で提供されるサービスを含む)。ただし、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件(平成31年総務省告示179号)第5条第8号に該当する返礼品(岡山県産の桃、ぶどう、梨、米など)はこの限りでない。
- (2) 品質及び数量の面において、安定供給が見込める返礼品であること。ただし、期間限定、数量限定で取り扱う返礼品はこの限りでない。

※事業者及び返礼品の詳細な募集要件及び事業の流れ等は、里庄町ホームページの「里庄町ふるさと納税協賛事業者募集要領」を参照してください。

申請方法



里庄町ホームページから登録申請書等の必要書類をダウンロードし、里庄町企画商工課窓口までお持ちいただくか、郵送により提出してください。

申請後、町及び受託事業者で受託事業者登録及び返礼品の取り扱いの可否を審査し、結果を通知します。



里庄町企画商工課 村山・中西
 TEL : 0865-64-3114
 FAX : 0865-64-3126
 メール : kikaku@town.satosho.lg.jp